

○学生団体取扱要綱

昭和44年5月20日

制定

改正 昭和61年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、学内学生団体の取扱基準を定めることを目的とする。

(学生団体)

第2条 この要綱にいう「学生団体」とは、本学の教育目標に即し、専門科目の研修・知育体育の修練・趣味教養のかん養・学生相互の啓発親ぼく・民主的団体運営の諸訓練など、学生生活の充実向上をはかることを目的とし、10人以上の学生によって組織される学生の団体をいう。

(学生団体の活動)

第3条 学生団体の活動は、大学・教職員・学生相互の信頼と協力とによって、学園にふさわしく展開すること。

(部長・顧問)

第4条 学生団体には、部長又は顧問を置くこと。部長又は顧問は、本学に勤務する専任の教職員でなければならない。

(学生団体の設立)

第5条 学生が団体を設立しようとするときは、その学生代表責任者は、所定の手続によって学長に届出、設立認可を得ること。なお、この認可は1年限りとし、別に定める手続によって毎学年度更新するものとする。

2 団体の解散並びに組織の変更及び役員・幹事の異動等届出事項に変更が生じたときも、同様速やかに届出なければならない。

(設立届)

第6条 団体の設立届には、次の事項を明記し、団体規約を添付しなければならない。

- (1) 団体の名称及び略称について
- (2) 設立の趣旨及び目的について
- (3) 部長又は顧問の氏名について
- (4) 学生代表責任者及び役員の住所・氏名並びに参加者の氏名について
- (5) 事業又は活動内容について
- (6) 運営資金について

- (7) 機関紙（誌）について
- (8) 学外団体との関係について
- (9) 月間会合及び主たる活動地域について
- (10) 休暇中の活動について
- (11) その他必要事項について

（団体活動継続届）

第7条 既成学生団体のうち、団体活動継続を希望する団体は、第5条に準じて毎学年度5月15日までに団体役員名簿・団体参加者名簿・年間行事計画書・前年度活動報告書を提出しなければならない。なお、任意団体は、「団体活動継続届」を添付しなければならない。

（学外団体への加入）

第8条 学生団体が学外の団体に加入し、あるいは学外の団体と連合若しくは協力関係をもとうとするときは、その学生代表責任者は、所定の手続によって学長に届出、認可を得なければならない。

（学外団体加盟届）

第9条 学外団体加盟届には、次の事項を明記し、学外団体の規約を添付しなければならない。

- (1) 学外団体の名称及び略称について
- (2) 加盟の目的について
- (3) 学外団体の目的・事業について
- (4) 学外団体の本部又は事務所の所在地について
- (5) 学外団体の代表者氏名及び主なる加盟校
- (6) 学外団体機関紙（誌）について
- (7) その他必要事項について

附 則

この要綱は、昭和44年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。